令和5年2月15日作成

令和４年度　　社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人　さくら(法人番号6140005013572)
監査実施日	令和4年11月15日
文書による指摘事項の有無	有

	文書による指摘内容	改善状況
1	理事のうちには、施設の管理者が含まれている必要があるが、選任されていない。法人が設置している施設の管理者を理事として選任すること。	未改善
2	岡山県に所在するワインの里弐番館において、抵当権や賃料未収の問題等を抱えているにも関わらず「資産の管理状況」において適正であるとされている。また、係争中の裁判において１審判決で敗訴しており、新たな債務を負う可能性があるが、それについても意見されていない。監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。	改善予定
3	令和３年度において、夢前リハビリセンター拠点区分から本部会計拠点区分に繰入金支出（３６，１４７，００６円）を行っているが、自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内に限り認められているものである。当該夢前リハビリセンター区分の当期資金収支差額合計に資金不足（△６，６８９，７３９円）が生じていることから、本部会計区分への繰入金支出のうち６，６８９，７３９円は繰入れが認められないため、夢前リハビリセンター拠点区分へ戻入すること。	改善予定

令和5年2月10日現在